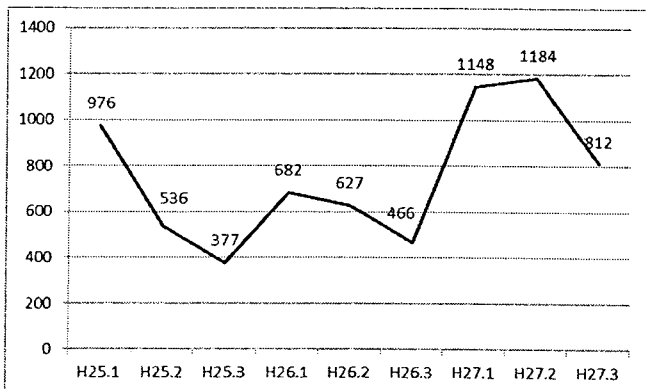


平成27年度いじめの現状と対策

1. 3年間の認知件数の推移

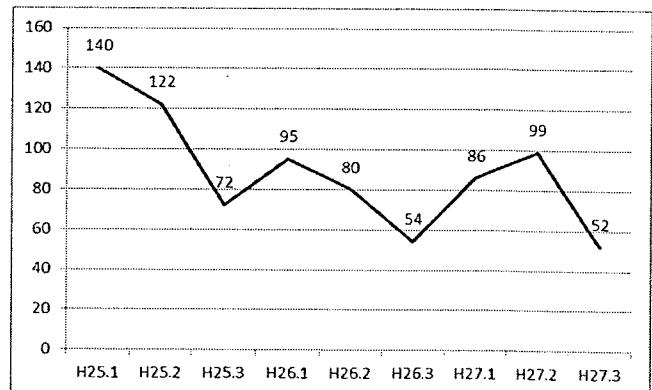
【表1】件数の推移

調査期 校種	H25 1学期	H25 2学期	H25 3学期	H26 1学期	H26 2学期	H26 3学期	H27 1学期	H27 2学期	H27 3学期
小学校	976	536	377	682	627	466	1148	1184	812
中学校	140	122	72	95	80	54	86	99	52



【図1 認知件数の推移】

小学校



中学校

習志野高校 アンケート年2回実施

H27 いじめ認知件数 12件(すべて解消)

2. 本市のいじめの特徴

(1) 解消数・解消率

【表2】いじめの解消率

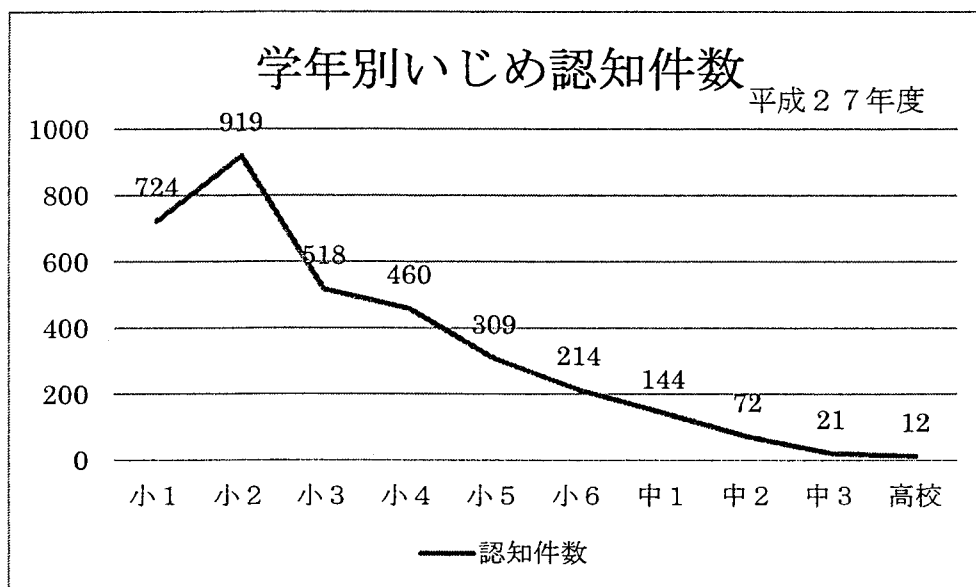
種別	1学期		2学期		3学期	
	解消数	解消率	解消数	解消率	解消数	解消率
小学校	879/1148	76.6%	936/1184	79.1%	636/812	78.3%
中学校	62/86	72.1%	67/99	67.7%	28/52	53.8%

(2) 男女比

小学校: 男子55%、女子45%

中学校: 男子65%、女子35%

(3) 学年別いじめ認知件数(平成27年度合計)



小学校	低学年 1643件(53.5%)	中学校	1年生 144件(60.1%)
	中学年 978件(31.3%)		2年生 72件(30.1%)
	高学年 523件(15.2%)		3年生 21件(9.8%)
		高校生	12件

(4) いじめの内容

小学校

- ① からかわれたり、悪口を言われたり、おどされたり、イヤなことを言われたりする。
1903件(36.7%)
- ② たたく、ける、なぐるなどの暴力を受けたり、わざとぶつかられたりする。
1131件(21.9%)
- ③ 仲間はずれにされたり、無視されたり、さけられたり、バイキン扱いされたりする。
752件(14.5%)

中学校

- ① からかわれたり、悪口を言われたり、おどされたり、イヤなことを言われたりする。
175件(38.9%)
- ② 仲間はずれにされたり、無視されたり、さけられたり、バイキン扱いされたりする。
93件(20.5%)
- ③ たたく、ける、なぐるなどの暴力を受けたり、わざとぶつかられたりする。
66件(14.6%)

3. 教育委員会の対応状況

- ・ 毎学期いじめアンケートの実施の依頼
(6月、11月、2月に実施)
- ・ アンケート実施後の集計、対策等小中学校との連携
(解消状況、気になる記述など)
- ・ 生徒指導担当者会議(中学校毎月1回)
(主な参加者:千葉県警察本部京葉地区少年センター、習志野警察、

葛南教育事務所、青少年センター、指導課、中学校担当)

- ・小中生徒指導主任会議(年4回)
- ・1、3学期末生徒指導訪問の実施
- ・入学式、運動会・体育祭への参加

4. 各学校での対応状況

- ・毎学期いじめアンケートの実施
- ・教育相談の充実
- ・学校いじめ防止基本方針
組織運営
年ごとの見直し、チェック
- ・情報の共有化、ファイル化

5. 学校の取り組み

- ・小学校の実践 あいさつ運動、地域でのボランティア活動、標語作り
いじめ防止キャンペーン
- ・中学校の実践 あいさつ運動、イエローリボンキャンペーン、いじめ0宣言
NHK「いじめをノックアウト」100万人の行動宣言
- ・小中共通の実践 道徳の授業の充実、自然体験学習等
- ・保護者、生徒対象のサイバー犯罪の講演会等
- ・生徒指導委の機能を生かした「わかる授業」の展開

いじめ問題対策委員会 委員名簿

氏名	職業・役職	委嘱理由
ワタナベ ツトム 渡邊 惇	弁護士	学識経験者(法律)
アノウ ヒロコ 麻生 博子	人権擁護委員	学識経験者(人権)
サカイ ヨシコ 堺 淑子	千葉県臨床心理士会	学識経験者(心理)
サウ ヒロユキ 佐藤 裕幸	習志野市医師会代表	学識経験者(医療)
カタオカ ヨウコ 片岡 洋子	千葉大学大学院教授・千葉大学附属小学校長	学識経験者(教育)

習志野市いじめ問題対策連絡協議会委員 名簿(案)

氏名	職業・役職	委嘱理由
ウエマツ ヨシヒト 植松 榮人	教育長(会長)	教育長
ミヤモト タイスケ 宮本 泰介	市長	市長
アユカフ ユミ 鮎川 由美	市議会議員	市議会議員
ハタナカ タダシ 畑中 忠	習志野警察署長	関係行政機関職員
シバ コウイチ 柴 弘一	千葉地方法務局 人権擁護課長	関係行政機関職員
ヨシダ カツユキ 吉田 勝幸	千葉県中央児童相談所 上席児童福祉士	関係行政機関職員
エグチ ヒロヒサ 江口 弘久	習志野健康福祉センター長	関係行政機関職員
イワタ ヒロン 岩田 寛	千葉人権擁護委員協議会 習志野支部会 監事	学識経験者
イトウ ヒロン 伊藤 寛	習志野交通安全協会 会長	学識経験者
タカハシ キミエ 高橋 君枝	習志野八千代地区保護司会 習志野支部 支部長	学識経験者
カイホウ ヨシタカ 海寶 嘉胤	習志野市社会福祉協議会 会長	学識経験者
タケダ ミツヒロ 武田 光広	習志野市青少年相談員連絡協議会 会長	学識経験者
マツハマ サチコ 松濱 幸子	習志野市青少年補導委員連絡協議会 会長	学識経験者
オカ ヒサオ 岡 久郎	習志野市青少年センター運営協議会 委員	学識経験者
サガ マサエイ 佐賀 正栄	習志野市PTA連絡協議会 会長	学識経験者
フクエ ジン 福江 準	母子保健推進員の会 理事会 書記	学識経験者
フジワラ ヒサオ 藤原 久生	習志野市連合町会連絡協議会 会計	学識経験者
マスダ ミヨ子 増田 美代子	習志野市民生委員児童委員協議会 副会長	学識経験者
カガワ ミナ子 加川 美奈子	習志野市子ども会育成会連絡協議会 相談役	学識経験者
ヒロセ 博 廣瀬 博	習志野市スポーツ推進委員連絡協議会 会長	学識経験者
アカマツ シゲアキ 赤松 茂顕	習志野市立習志野高等学校長	関係行政機関職員
タクボ マサヒコ 田久保 正彦	習志野市小中学校長会長	関係行政機関職員
トオヤマ シンジ 遠山 慎治	健康福祉部長	関係行政機関職員
スワ ハルノブ 諏訪 晴信	こども部長	関係行政機関職員
サクライ タケユキ 櫻井 健之	学校教育部長	関係行政機関職員

〇習志野市いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策委員会及びいじめ問題再調査委員会設置条例

平成27年12月25日
条例第25号

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 習志野市いじめ問題対策連絡協議会(第2条—第7条)
- 第3章 習志野市いじめ問題対策委員会(第8条—第17条)
- 第4章 習志野市いじめ問題再調査委員会(第18条—第21条)
- 第5章 雑則(第22条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)の規定に基づき設置する習志野市いじめ問題対策連絡協議会、習志野市いじめ問題対策委員会及び習志野市いじめ問題再調査委員会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 習志野市いじめ問題対策連絡協議会

(設置)

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、本市に習志野市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(職務)

第3条 協議会は、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るための事務を処理する。

(組織)

第4条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 協議会の委員は、習志野市青少年問題協議会設置条例(昭和38年条例第10号)に規定する習志野市青少年問題協議会の委員をもって充てる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は教育長を、副会長は市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、いじめ問題対策担当課において処理する。

第3章 習志野市いじめ問題対策委員会

(設置)

第8条 法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として習志野市いじめ問題対策委員会(以下「対策委員会」という。)を置く。

(職務)

第9条 対策委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) いじめの防止等(法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。)のための対策に関すること。

(2) 法第24条に規定する事案に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、いじめの防止等のために教育委員会が必要と認める事項に関

すること。

- 2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、法第28条第1項に規定する重大事態に関するることについて調査審議する。

(組織)

第10条 対策委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第11条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第12条 対策委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 対策委員会の会議(以下この条及び次条において「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第14条 対策委員会は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第15条 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(秘密を守る義務)

第16条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第17条 対策委員会の庶務は、いじめ問題対策担当課において処理する。

第4章 習志野市いじめ問題再調査委員会

(設置)

第18条 法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として習志野市いじめ問題再調査委員会(以下「再調査委員会」という。)を置く。

(職務)

第19条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について必要な調査を行う。

(準用)

第20条 第10条から第16条までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第10条第2項中「教育委員会」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第21条 再調査委員会の庶務は、いじめ問題再調査担当課において処理する。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、協議会、対策委員会又は再調査委員会の運営に関し必要な事項は、会長及び委員長がそれぞれ協議会、対策委員会又は再調査委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第10条第2項(第20条において準用する場合を含む。)の規定による委員の委嘱その他必要な準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。
(任期の特例)
- 3 この条例の施行の日以後最初に委嘱される対策委員会及び再調査委員会の委員の任期は、第11条第1項(第20条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成30年3月31日までとする。
(習志野市青少年問題協議会設置条例の一部改正)
- 4 習志野市青少年問題協議会設置条例(昭和38年条例第10号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

習志野市いじめ問題対策連絡協議会

・いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図る(任期2年)

■年3回開催：平成28年度…7月22日(金) 12月22日(木)、3月23日(木)

■協議会委員：市議会議員 学識経験のある者 関係行政機関の職員など(25名以内)
(25名以内)

[指導課]

[推進法第14条 第1項]

設置条例制定



発生 の 報告 [第30条 第1項]

市 長



調査 の 実施

習志野市いじめ問題
再調査委員会

・いじめ重大事態の調査結果についての再調査を行い、市長に答申

■再調査委員：弁護士、医師、臨床心理士
(5名以内)
大学教授、人権擁護委員

設置条例制定 [推進法 第30条 第2項]

報告 [第30条 第3項]



市議会

—教育委員会附属機関—

習志野市いじめ問題対策委員会

・各学校のいじめ防止等の取り組みへの対応
・いじめの重大事態発生時の対応
(任期2年 重大事態発生時にも招聘)

■年2～3回開催予定

■対策委員：学識経験のある者
教育委員会が必要と認める者
(5名以内)
弁護士・医師・臨床心理士
大学教授・人権擁護委員

[推進法第14条 第3項]

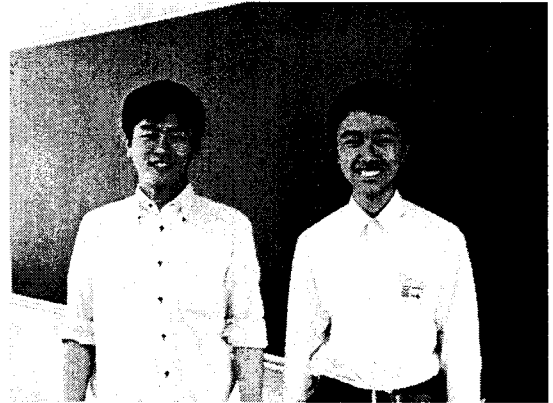
[指導課]

設置条例制定

～中学生の自治活動で「いじめ撲滅！」～

【第二中学校】

二中では、「いじめ撲滅運動」を全校で実施しています。
いじめ撲滅運動の主な活動は2つあります。
1つ目は、生徒会本部役員が集会などの際にいじめについて話します。SNSによるいじめやいじめの具体的な体験談などを紹介しました。
2つ目はイエローリボンの運動です。
生徒会役員の名札にいじめをしない証としてイエローリボンをつけています。
このような活動を通して、僕たち生徒会本部役員は、いじめのつらさやひどさを改めて知りました。
だから、これからもこれらの活動を続け、二中いじめ0を目指していきたいと思います。



生徒会担当 國京孝行教諭

生徒会長 加藤健さん

【第五中学校】

本校では昨年度、NHKの「いじめをノックアウト」で企画されている『行動宣言』を全校で行いました。いじめをなくすために、自分はどんなことができるかを考えてもらいました。
今年度は、周りの人について全校生徒に考えてもらいます。自分の行動で人はどう思うか、何を感じるかを考え、共有していこうと考えています。周りの人の意見を聞くことで人それぞれの異なった考えに気づき、個性を認めることができるようになることをねらいとしています。



生徒会長 杉山大智さん

生徒会担当 中川瞳教諭

学校教育だよりで特集を組んでいく予定です。